

安全衛生規則（足場等関係）の改正（2009、6、1 施行）に伴う修正依頼

（社）全国特定法面保護協会

標記改正に伴い、当協会発行の以下の書籍について、下記の修正をお願いします。

1. 書籍名「法面工事現場 安全衛生管理の手引き（改訂版）平成 20 年 9 月」

頁	行	修正前	修正
9 頁	上から 7 行目	①手すりの高さは 75cm 以上とし、手すりの中央に中さん、下部につま先板（巾木）を設置する。	①手すりの高さは 85cm 以上とし、35cm 以上 50cm 以下の中さん等を設置する。また、高さ 10cm 以上の幅木を設置する。
	上から 13 行目	③手すりの高さは 75cm 以上とし、手すりの中央に中さんを設置する。	③手すりの高さは 85cm 以上とし、35cm 以上 50cm 以下の中さん等を設置する。
	ポンチ絵内の数値	75cm 以上	85cm 以上

※悪天候や地震後には、作業構台の点検を実施し、点検や補修の記録を作業もしくは竣工時まで保管することが義務づけられました。

2. 書籍名「のり面保護工施工管理技術テキスト（改訂版）平成 19 年 5 月」

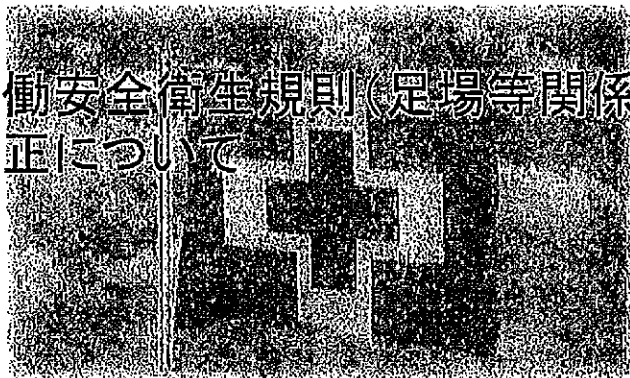
頁	行	修正前	修正
213 頁	下から 15 行目	1) 手すりの高さは 75cm 以上とし、手すりの中央に中さん、下部につま先板（巾木）を設置する。	1) 手すりの高さは 85cm 以上とし、35cm 以上 50cm 以下の中さん等を設置する。また、高さ 10cm 以上の幅木を設置する。
	下から 10 行目	2) 手すりの高さは 75cm 以上とし、手すりの中央に中さんを設置する。	2) 手すりの高さは 85cm 以上とし、35cm 以上 50cm 以下の中さん等を設置する。

※悪天候や地震後には、作業構台の点検を実施し、点検や補修の記録を作業もしくは竣工時まで保管することが義務づけられました。

2009. 5. 19

建災防東京支部安全指導者研修会

労働安全衛生規則(足場等関係)の
改正について



東京労働局労働基準部安全課

今回の新しい足場等の基準

- I 足場等からの墜落防止措置等の充実
- II 足場及び作業構台の安全点検等の充実

新基準は、昭和22年労働基準法施行以来、62年ぶりに上記のことを目的とした改正となります。

(架設通路) 安衛則第552条 墜落防止

①と② 又は ①と③

イ 手すり

① 高さ85cm以上の手すり

ロ 中さん等

② 高さ35cm以上50cm以下のさん

③ ②と同等以上の機能を有する設備

・高さ35cm以上の幅木、防音パネル
ネットフレーム等

(作業床) 安衛則第563条第1項第3号 墜落防止

◎わく組足場の場合 …… イ 又は ロ

イ ① 交差筋かい

+

② 下さん等 (次のいずれか)

(a) 高さ15cm以上40cm以下のさん

(b) 高さ15cm以上の幅木

(c) (a)、(b)と同等以上の機能を有する設備

(高さ15cm以上の防音パネル、ネットフレーム等)

ロ 手すりわく

〔作業床〕安衛則第563条第1項第3号 墜落防止

◎わく組足場以外の足場……次の①と②

(わく組足場の妻面、つり足場を含む。)

ハ①手すり等(次のいずれか)

(a) 高さ85cm以上の手すり

(b) (a)と同等以上の機能を有する設備

・高さ85cm以上の防音パネル、ネットフレーム等

②中さん等(次のいずれか)

(c) 高さ35cm以上50cm以下のさん

(d) (c)と同等以上の機能を有する設備

〔作業床〕安衛則第563条第1項第6号

物体の落下防止

幅木等の設置

① 高さ10cm以上の幅木

② メッシュシート

③ 防網

④ ①、②、③と同等以上の機能を有する設備

幅木等と同等以上の機能を有する第3号の設備

作業の性質上、幅木等が取付困難

作業の必要上、臨時に幅木等を取り外す



立入区域
の設定

(作業開始前点検、補修) 安衛則第567条第1項、第568条

足場(つり足場を除く)の作業を行う箇所の墜落防止設備

- イ 交差筋かい、下さん等
- ロ 手すりわく
- ハ 手すり等、中さん等

つり足場

- ①床材の損傷、取付け及び掛渡し
- ②布、腕木等の緊結部、接続部等のゆるみ
- ③緊結材及び緊結金具等
- ④墜落防止のための第563条1項3号の設備
- ⑤幅木等の取付状態
- その他

(悪天候、地震、組立、一部解体、変更後の作業開始前点検、補修、記録の保存) 安衛則第567条第2項、第3項

- ①床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
- ②建地、布、腕木等の緊結部、接続部等のゆるみ
- ③緊結材及び緊結金具等の損傷、腐食
- ④第563条1項3号の墜落防止設備の取付状態等
- ⑤幅木等(落下防止設備)の取付状態等
- ⑥脚部の沈下、滑動の状態(つり足場を除く)
- ⑦筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態
- ⑧建地、布、腕木等の損傷の有無
- ⑨突りょうとつり索の取付部の状態、つり装置の歯止めの機能

(作業構台)安衛則第575条の6第4号 墜落防止

① と ②

①手すり等(次のいずれか)

(a) 高さ85cm以上の手すり

(b) (a)と同等以上の機能を有する設備

・高さ85cm以上の防音パネル、ネットフレーム等

②中さん等(次のいずれか)

(c) 高さ35cm以上50cm以下のさん

(d) (c)と同等以上の機能を有する設備

(作業構台の作業開始前点検、補修) 安衛則第575条の8第1項

手すり等、中さん等の取りはずし及び脱落の有無

(悪天候、地震、組立、一部解体、変更後の作業開始前点検、補修、記録の保存) 安衛則第575条の8第2項、第3項

①支柱の損傷及び沈下の状態 ②支柱、はり等の損傷

③床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態

④部材の緊結部、接続部、取付部のゆるみの状態

⑤緊結材、緊結金具の損傷、腐食

⑥水平つなぎ、筋かい等の補強材の取付状態、取りはずしの有無

⑦手すり等、中さん等の取りはずし、脱落の有無

特別規制

(足場の措置) 安衛則第655条第1項、第2項
(作業構台の措置) 安衛則第655条の2第1項、第2項

安衛則第655条第1項、第655条の2第1項

- (1) 最大積載荷重の表示
- (2) 悪天候、地震後の点検、修理
(足場の点検事項 → 安衛則第567条第2項参照)
(作業構台の点検事項 → 安衛則第575条の8第2項参照)
- (3) 足場の規格及び安衛則の足場、作業構台の基準への適合

安衛則第655条第2項、安衛則第655条の2第2項

悪天候、地震後の点検結果、結果に基づく措置の内容

※(架設通路の措置) 安衛則第654条・第552条の基準への適合

足場安全に係る国際比較表

出典	日本	フランス	ドイツ	アメリカ	イギリス	カナダ	EN規格
労働安全衛生規則 (厚生労働省)	労働安全衛生規則 政令(デクレ) R233-13-20条	フランス国家規格 (NF)	ドイツ連邦規格 (DIN)	労働安全衛生規則 (OSHA 規則)	2005年高所作業規則 (HSE)	墜落防止及び足場規則	BS EN12811-1(2003)
区分	法令	規格(JIS 同様)	規格(JIS 同様)	法令	法令	法令	規格(JIS 同様)
手すり	政令(デクレ) R233-13-20条 床から1~1.1mの位置に、中さんを含む手すりを設置、かつ、10~15cmの高さの幅木を設置する。 ※同等の保護装置での代替可	2段手すり(上さん床1m、中さん床1.05m) 上さん床1m、中さん床1.05m	2段手すり(上さん床1m ± 50mm、中さん床1.05m以上)	2段手すり(上さん床1.02m~1.15m、中さん床1.02m)については、同等の構造部材の設置により代替可。 【労働者の墜落防止】	2段手すり(上さん0.95m以上、中さん0.47m以下) ※類似の防護設備で代替可。 【労働者の墜落防止】	2段手すり(上さん0.91m~1.06m、中さん) ※墜落防止システム(ハーネス型安全帯等)での代替可 【労働者の墜落防止】	2段手すり(上さんの高さ1.00m又は近接するものと同じ高さ(下限値0.95m)、上さんと中さんの間0.47m以下、中さんと幅木の間0.47m以下)
中さん	規定無し						
幅木 (つま先板)	規定無し (防網設置、立入区域設定)	高さ15cm以上 ※同等の保護装置での代替可	高さ15cm以上	高さ9cm以上 ※幅木については、金網、安全ネットその他同等の構造部材の設置により代替可。 【物体の落下防止】	作業場所から人の墜落、又は材料又は物が落下するのを防止するのに適切で十分でなければならぬ。 ※類似防護設備代替可。 【労働者の墜落防止、物体の落下防止】	高さ10.2cm以上	高さ15cm以上
交さ筋かい	構造材 手すり等としてみなす(わく組足場の場合)	手すりとしての規定無し	手すりとしての規定無し	上さん(交点0.97~1.3mのとき)として評価可、中さん(交点0.5~0.8mのとき)として評価可	手すりとしての規定無し	手すりとしての規定無し	手すりとしての規定無し

【注1】側面保護として、人や大きな物が間を通過して落下する危険を低くするため、手すりと幅木との間のすき間の十分な防護を規定している。

【注2】人の墜落と物体の落下を防ぐための側面保護として、手すり、中さん、幅木の設置を規定している。

	日本	フランス	ドイツ	アメリカ	イギリス	カナダ
事業者の 点検義務 の有無	有り	有り	有り	有り	有り	有り
出典	「労働安全衛生規則」	「作業用設備の適合性の確認期間の承認条件と承認方法に 関係する 2000 年 12 月 22 日付 省令の補遺を改正する、足場 の確認に関する 2004 年 12 月 21 日付省令」	「労働安全に関する政令」	「労働安全衛生規則 (OSHA 規則)」	「2005 年高所作業規 則」	「墜落防止及び足場規 則(職業衛生安全規則)」
点検の実 施時期	組立て・変 更・悪天候・ 地震などの 後	使用開始前、使用再開前で、 次の状況のとき ・最初に使用するとき ・足場の重要な改造を行う場 合等 ・足場の使用の安全性に影 響する可能性がある条件 が生じた場合 等	その安全性が組立て状況 に左右される作業用器具を組 立て後最初の使用開始の 前 新たな建設現場又は場所 での組立て後その都度	作業前、足場の完全性 に影響を与える可能性 ある出来事の後	作業前 7 日以内	使用前毎日点検
足場の点検						

II. 足場及び作業構台の安全点検等の充実

(ア) 事業者が行う足場の点検等(安衛則第567条、第568条関係)

- 1 つり足場以外の足場で作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場に係る墜落防止設備の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めるときは、直ちに補修することとされました。
- 2 つり足場で作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、足場に係る墜落防止設備及び落下防止設備の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めるときは、直ちに補修することとされました。
- 3 悪天候(強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震)や、足場の組立て・一部解体若しくは変更の後に、足場に係る墜落防止設備及び落下防止設備の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めるときは、直ちに補修することとされました。
- 4 上記3の点検を行ったときは、点検結果等を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、保存することとされました。

(イ) 事業者が行う作業構台の点検等(安衛則第575条の8関係)

- 1 作業構台における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた作業構台に係る墜落防止設備の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めるときは、直ちに補修することとされました。
- 2 悪天候等の後に、作業構台に係る墜落防止措置の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めるときは、直ちに補修することとされました。
- 3 上記2の点検を行ったときは、点検結果等を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、保存することとされました。

(ウ) 注文者が行う足場についての措置(安衛則第655条関係)

(ア) 3及び4と同様の措置を講ずることとされました。

(エ) 注文者が行う作業構台についての措置(安衛則第655条の2関係)

(イ) 2及び3と同様の措置を講ずることとされました。

※ ここでいう注文者とは、労働安全衛生法第31条で規定する注文者であり、特定事業の仕事を行なう注文者のことです。

このリーフレットに関するご質問等につきましては、以下のホームページをご覧ください。
なるか、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

URL: <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei.html>

(1212)

労働安全衛生規則(足場等関係)が改正されました

建設業等において、高所からの墜落・転落による労働災害が多発していることから、今回、足場等からの墜落防止等の対策の強化を図るため、足場、架設通路及び作業構台からの墜落防止措置等に関し、労働安全衛生規則の一部が改正されました。改正された規則は平成21年6月1日から施行されます。

改正のあらまし

I. 足場からの墜落防止措置等の充実

・ 足場の種類に応じて次の墜落防止措置が必要になります。

※ わく組足場

交さ筋が下部のすき間からの墜落を防止するため、交さ筋がいに加え、「下さん」や「幅木」等の設置、又は、「手すりわく」の設置

※ わく組足場以外の足場(一側足場を除く)

手すりの下部からの墜落を防止するため、「高さ85センチメートル以上の手すり」に加え、「中さん」等の設置

・ 物体の落下防止措置として、「幅木」「メッシュシート」「防網」の設置等が必要になります。

II. 足場の安全点検等の充実

足場の点検について次の措置が新たに求められます。

- ・ 当日の作業開始前に「手すり等の取りはずしや脱着の有無の点検」の実施
- ・ 悪天候等後に実施する点検内容等の記録とその保存

※ 足場と同様に架設通路や作業構台についても同様に改正され、所要の規定が設けられます。



1. 足場等からの墜落防止措置等の概要

(ア) 事業者が行う「架設通路」についての墜落防止措置(安衛則第552条関係)

改正前には、高さ75センチメートル以上の手すりを設けることとされていますが、今回の改正により、「高さ85センチメートル以上の手すり」に加え「中さん等」※1を設けることとされました。

(イ) 事業者が行う「足場」の作業床からの墜落防止措置等(安衛則第563条関係)

★墜落防止措置

改正前には、高さ75センチメートル以上の手すり等を設けなければならないとされ、わく組足場の交さ筋かいは手すり等としてみなされていましたが、今回の改正により、足場の種類に応じて、次の設備を設けることとされました。

・わく組足場の場合

「交さ筋かいは」に加え、「高さ15センチメートル以上40センチメートル以下の位置への下さん」か「高さ15センチメートル以上の幅木の設置」(下さん等) ※2、あるいは「手すりわく」 ※3

・わく組足場以外の足場の場合(一側足場を除く)

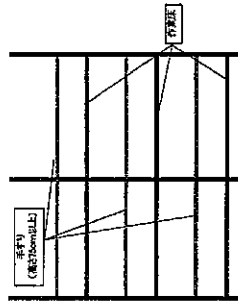
「高さ85センチメートル以上の手すり等」に加え、「中さん等」 ※1

★物体の落下防止措置

高さ10センチメートル以上の幅木、メッシュシート又は防網(同等の措置を含む。)を新たに設けることとされました。

わく組足場以外の足場(単管足場等)

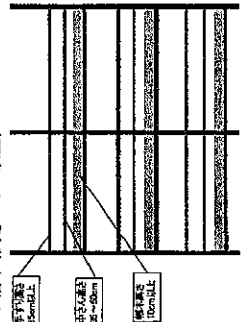
改正前の措置



○ 墜落防止及び物体の落下防止の両措置を同時に講じた例

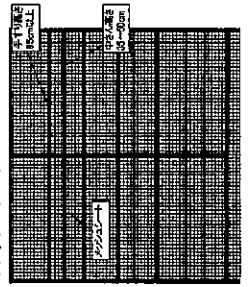
改正後 措置例1

手すり(高さ85cm以上の位置)
+ 中さん(高さ35~50cmの位置)
+ 幅木(高さ10cm以上)



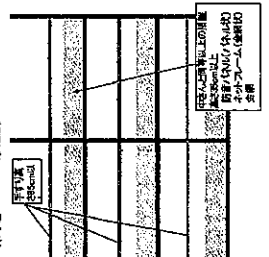
改正後 措置例2

手すり(高さ85cm以上の位置)
+ 中さん(高さ35~50cmの位置)
+ メッシュシート



改正後 措置例3

手すり(高さ85cm以上の位置)
+ 中さん(同等以上の位置)
(高さ35cm以上)



(ウ) 事業者が行う「作業構台」についての墜落防止措置(安衛則575条の6関係)

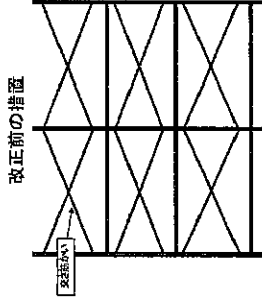
改正前には、高さ75センチメートル以上の手すり等を設けることとされていますが、今回の改正により、「高さ85センチメートル以上の手すり等」に加え「中さん等」※1を設けることとされました。

※1 「中さん等」とは、「高さ35センチメートル以上50センチメートル以下のさん」又は「これと同等以上の機能を有する設備」のことであり、後者には高さ35センチメートル以上の防音パネル、ネットフレーム及び金網があります。

※2 「下さん等」とは、「高さ15センチメートル以上40センチメートル以下のさん」「高さ15センチメートル以上の幅木」「これらと同等以上の機能を有する設備」のことであり、同等以上の機能を有する設備には、高さ15センチメートル以上の防音パネル、ネットフレーム及び金網があります。

※3 「手すりわく」とは、高さ85センチメートル以上の手すり及び高さ35センチメートル以上50センチメートル以下のさん又はこれと同等の機能を一体化させたものであって、わく状の丈夫な側面防護部材のことで、す。

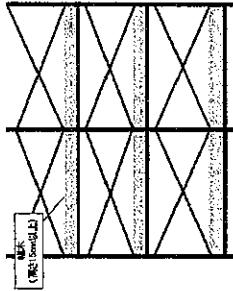
わく組足場



○ 墜落防止及び物体の落下防止の両措置を同時に講じた例

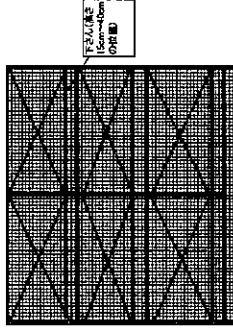
改正後 措置例1

交さ筋かいは幅木(高さ15cm以上)



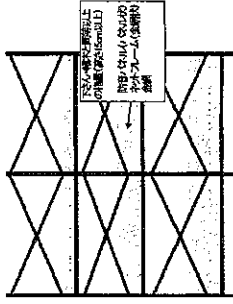
改正後 措置例2

交さ筋かいは下さん(高さ15~40cmの位置)+メッシュシート



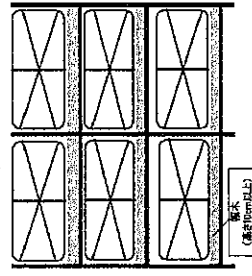
改正後 措置例3

交さ筋かいは下さん(幅木と同等以上の措置(高さ15cm以上))



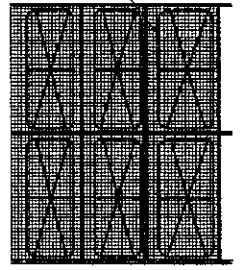
改正後 措置例4

手すりわく+幅木(高さ10cm以上)



改正後 措置例5

手すりわく+メッシュシート



改正後 措置例6

手すりわく+幅木と同等以上の措置(高さ10cm以上)

